

佐伯市教育委員会臨時職員の勤務条件について (プール監視員)

1 任用期間

令和元年7月18日から令和元年8月25日までです。更新はありません。

※休館日：毎週水曜日及び8月13日～8月15日

※令和元年7月18日は佐伯市消防署で開催される「普通救命講習Ⅰ」を受講します。

(過去3年以内の受講者を除く)

※実際のプール監視業務は7月20日から開始となります。

※本匠小・中学校の行事等により、休館となる場合があります。

2 勤務時間

13:00～17:00

常時2名体制となるよう3人でシフトを組みます。

3 賃金

3,700円

原則、月の初日から末日までの分を翌月の21日に口座振込にて支払います。

4 各種手当

通勤に要する費用 通勤距離が2km以上となる場合に支給します。

5 有給休暇

ありません。

6 服務・懲戒

期限付の臨時職員であっても、地方公務員法上の職員ということになり、勤務時間の厳守、勤務態度、服装等の服務規律及び懲戒処分については、正規職員に準じ地方公務員法が適用されます。特に、職務上知り得た情報を他に漏らした場合は、職員と同様、法により罰せられますので十分注意してください。

7 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入及び所得税の源泉徴収について

雇用保険に加入します。社会保険については、加入いたしません。

所得税が発生する場合は毎月給与から控除します。

8 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用が受けられます。